

東久留米市総合事業型予防訪問介護(独自・総合事業型予防訪問介護)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1176 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	39 単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合				2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		2349 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	77 単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合				3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3727 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	123 単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高年齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合			23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合			37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			所定単位数の	15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			所定単位数の	12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の	15% 加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の	15% 加算		1日につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の	10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の	10% 加算		1日につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の	5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の	5% 加算		1日につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	137/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	63/1000 加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の	24/1000 加算			

東久留米市総合事業型予防訪問介護(独自・支え合い訪問介護)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			1,117	1月につき	
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割		1117 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	37 単位	37	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス／212		(2)1週に2回程度の場合				2,232	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割		2232 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	73 単位	73	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス／213		(3)1週に2回を超える程度の場合				3,541	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割		3541 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	116 単位	116	1日につき
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高年齢虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合		11 単位減算	-11	1月につき	
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212		(2)1週に2回程度の場合			22 単位減算	-22	1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213		(3)1週に2回を超える程度の場合			35 単位減算	-35	1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の	12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の	15% 加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の	15% 加算		1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の	10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の	10% 加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の	5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の	5% 加算		1日につき	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	100		
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200		
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	137/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	63/1000 加算		1月につき	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の	24/1000 加算			

東久留米市総合事業型予防訪問介護(独自・支援強化型訪問介護)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1131	訪問型独自サービス／311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			1,176	1月につき	
A2	2131	訪問型独自サービス／311日割		1176 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	39 単位	39	1日につき
A2	1231	訪問型独自サービス／312		(2)1週に2回程度の場合				2,349	1月につき
A2	2231	訪問型独自サービス／312日割			2349 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	77 単位	77
A2	1341	訪問型独自サービス／313		(3)1週に2回を超える程度の場合				3,727	1月につき
A2	2341	訪問型独自サービス／313日割			3727 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	123 単位	123
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／311	高年齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C240	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／311日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／312		(2)1週に2回程度の場合			23 単位減算	-23	1月につき
A2	C233	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／312日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／313		(3)1週に2回を超える程度の場合			37 単位減算	-37	1月につき
A2	C235	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／313日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			所定単位数の	15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			所定単位数の	12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の	15% 加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の	15% 加算		1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の	10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の	10% 加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の	5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の	5% 加算		1日につき	
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算／3	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき	
A2	4023	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／3	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
A2	4022	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／3			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6122	訪問型独自口腔連携強化加算／3	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000 加算			

東久留米市総合事業型予防通所介護(独自・総合事業型予防通所介護)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1798 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	59 単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2				3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3621 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	119 単位	119	1日につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18 単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2			36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18 単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2			36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の	5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の	5% 加算		1日につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2		752 単位減算	-752	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47 単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100 単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240 単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50 単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200 単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)			150 単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)			160 単位加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480 単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1		88 単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2		176 単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1			72 単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2		144 単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ1	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1			24 単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2		48 単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回程度)			100 単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位加算	200	

A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6114	通所型独自サービススペースアップ等支援加算	コ 介護職員等スペースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119 単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位		83	1日につき

東久留米市総合事業型予防通所介護(独自・支え合い通所介護)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	1211	通所型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			1,708	1月につき	
A6	1212	通所型独自サービス/211日割		1708 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	56 単位	56	1日につき
A6	1221	通所型独自サービス/212		事業対象者・要支援2				3,440	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス/212日割		3440 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	113 単位	113	1日につき
A6	C221	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		17 単位減算	-17	1月につき
A6	C222	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		事業対象者・要支援2		34 単位減算	-34	1月につき	
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割		日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D221	通所型独自業務継続計画未策定減算/211	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		17 単位減算	-17	1月につき
A6	D222	通所型独自業務継続計画未策定減算/211日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算/212		事業対象者・要支援2		34 単位減算	-34	1月につき	
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算/212日割		日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の	5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の	5% 加算		1日につき	
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算/21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		376 単位減算	-376	1月につき
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22			事業対象者・要支援2		752 単位減算	-752	
A6	5622	通所型独自送迎減算/2	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算/2	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	1月につき	
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240		
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/2	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50		
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算	200		
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/2	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150 単位加算	150		
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/2		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 単位加算	160		
A6	6320	通所型独自一体的サービス提供加算/2	チ 一体的サービス提供加算			480 単位加算	480		
A6	6021	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/21	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1		88 単位加算	88	
A6	6022	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/22			事業対象者・要支援2		176 単位加算	176	
A6	6127	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/21		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1		72 単位加算	72	
A6	6128	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22			事業対象者・要支援2		144 単位加算	144	
A6	6123	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/21		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1		24 単位加算	24	
A6	6124	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/22			事業対象者・要支援2		48 単位加算	48	
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2		ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回程度)		100 単位加算	100	
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200	

A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／2	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／2		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／2	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6114	通所型独自サービススペースアップ等支援加算	コ 介護職員等スペースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8004	通所型独自サービス／211・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1708 単位	定員超過の場合 × 70%	1,196	1月につき
A6	8005	通所型独自サービス／211日割・定超			56 単位		39	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス／212・定超		事業対象者・要支援2	3440 単位		2,408	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス／212日割・定超			113 単位		79	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9004	通所型独自サービス／211・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1708 単位	定員超過の場合 × 70%	1,196	1月につき
A6	9005	通所型独自サービス／211日割・人欠			56 単位		39	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス／212・人欠		事業対象者・要支援2	3440 単位		2,408	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス／212日割・人欠			113 単位		79	1日につき

東久留米市総合事業型予防通所介護(独自・支援強化型通所介護)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	1311	通所型独自サービス／311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			1,798	1月につき	
A6	1312	通所型独自サービス／311日割		1798 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	59 単位	59	1日につき
A6	1321	通所型独自サービス／312		事業対象者・要支援2				3,621	1月につき
A6	1322	通所型独自サービス／312日割		3621 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	119 単位	119	1日につき
A6	C231	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／311	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18 単位減算	-18	1月につき
A6	C232	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／311日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C233	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／312		事業対象者・要支援2			36 単位減算	-36	1月につき
A6	C234	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／312日割		日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D231	通所型独自業務継続計画未策定減算／311	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18 単位減算	-18	1月につき
A6	D232	通所型独自業務継続計画未策定減算／311日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D233	通所型独自業務継続計画未策定減算／312		事業対象者・要支援2			36 単位減算	-36	1月につき
A6	D234	通所型独自業務継続計画未策定減算／312日割		日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の	5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の	5% 加算		1日につき
A6	6135	通所型独自サービス同一建物減算／31	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		376 単位減算	-376	1月につき
A6	6136	通所型独自サービス同一建物減算／32			事業対象者・要支援2		752 単位減算	-752	
A6	5632	通所型独自送迎減算／3	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5030	通所型独自生活向上グループ活動加算／3	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	1月につき	
A6	6139	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／3	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240		
A6	6130	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／3	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50		
A6	5023	通所型独自サービス栄養改善加算／3	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算	200		
A6	5024	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／3	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150 単位加算	150		
A6	5031	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／3		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 単位加算	160		
A6	6330	通所型独自一体的サービス提供加算／3	チ 一体的サービス提供加算			480 単位加算	480		
A6	6031	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ／31	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1		88 単位加算	88	
A6	6032	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ／32			事業対象者・要支援2		176 単位加算	176	
A6	6137	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ／31		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1		72 単位加算	72	
A6	6138	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ／32			事業対象者・要支援2		144 単位加算	144	
A6	6133	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ／31		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1		24 単位加算	24	
A6	6134	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ／32			事業対象者・要支援2		48 単位加算	48	
A6	4021	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／3		ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回程度)		100 単位加算	100	
A6	4022	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／3			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200	

A6	6220	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／3	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき
A6	6221	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／3		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	
A6	6331	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／3	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6114	通所型独自サービススペースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等スペースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8007	通所型独自サービス／311・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8008	通所型独自サービス／311日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8017	通所型独自サービス／312・定超		事業対象者・要支援2	3621 単位		2,535	1月につき
A6	8018	通所型独自サービス／312日割・定超			119 単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9007	通所型独自サービス／311・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9008	通所型独自サービス／311日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9017	通所型独自サービス／312・人欠		事業対象者・要支援2	3621 単位		2,535	1月につき
A6	9018	通所型独自サービス／312日割・人欠			119 単位		83	1日につき

東久留米市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
AF	5111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2	442 単位	442	1月につき
AF	5121	介護予防ケアマネジメント・虐待防止減算	高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	事業対象者・要支援1・2	438 単位	438	
AF	5131	介護予防ケアマネジメント・業務継続計画減算	業務継続計画未策定減算 4単位減算	事業対象者・要支援1・2	438 単位	438	
AF	5141	介護予防ケアマネジメント・虐待防止減算・業務継続計画減算	高齢者虐待防止措置未実施減算＋業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2	434 単位	434	
AF	5112	介護予防ケアマネジメント・初回	ロ 初回加算	事業対象者・要支援1・2	300 単位	300	
AF	5113	介護予防ケアマネジメント・委託連携	ハ 委託連携加算	事業対象者・要支援1・2	300 単位	300	